

尾瀨国立公園

尾瀨生態系維持回復事業計画

(環境省原案)

平成 年 月 日

農林水産省  
環境省

1. 生態系維持回復事業計画の名称  
尾瀬国立公園 尾瀬生態系維持回復事業計画

2. 生態系維持回復事業計画の策定者  
農林水産省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間  
平成〇年〇月〇日から平成26年3月31日までの4ヶ年とする

#### 4. 生態系維持回復事業の目標

当該地域は標高1,400～2,000mに位置し、尾瀬ヶ原や尾瀬沼、燧ヶ岳や会津駒ヶ岳等の山岳地帯の山頂周辺には山地湿原が発達し、ミズゴケ、モウセンゴケ、ニッコウキスゲ、ミズバショウ、オゼミズギク等が生育する希少な湿原植生を有している。また山岳地帯には、オオシラビソやブナによる原生的な森林帯を有するとともに、キンロバイやハクサンコザクラ、キンポウゲ科のニリンソウやシナノキンバイ等の高山植物群落が発達している。

しかし、従来、ニホンジカ（以下、シカ）の生息が確認されていなかった尾瀬において、1990年代半ばにシカの生息が確認されて以来、生息数の増加や生息域の拡大が確認されている。近年においては、採食圧の高まりやヌタ場・シカ道の形成等により、湿原をはじめとする植生攪乱が顕在化し、シカの影響を受けずに成り立ってきた尾瀬本来の生態系に回復不可能な影響が及ぶ可能性が危惧されている。このため、尾瀬の生態系維持とシカの生息とは相容れないものと考えられることから、尾瀬国立公園の優れた景観を構成する主要な生態系として、①周辺低木林を含む湿原生態系、②オオシラビソ、ブナを主体とする原生的な森林生態系を保全対象として位置づける。

本事業では、シカを防除すること等によって生態系に対する影響の低減等を図り、尾瀬の原生的な生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。なお、本計画では「尾瀬国立公園シカ管理方針」（平成21年3月尾瀬国立公園シカ対策協議会作成）との整合を図る。

5. 生態系維持回復事業を行う区域  
尾瀬国立公園全域

#### 6. 生態系維持回復事業の内容

##### (1) 生態系の状況の把握及び監視

尾瀬の生態系を特徴づける植物の生育状況及び攪乱要因であるシカの生息状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。

##### ① 植物の生育状況の把握

保全対象に対するシカの影響の推移を把握するため、植生攪乱の分布・面積、採食植物の種類等を経年的に調査する。

## ② シカの生息数及び動態の把握

シカの生息数を推定するためのライトセンサ調査、個体群の状態を把握するための試料の収集・分析を経年的に行うとともに、季節移動ルート及び越冬地を把握するため、発信器の装着による追跡調査等を行う。

また、尾瀬国立公園及び周辺地域における捕獲数、日光利根地域個体群及び南会津地域個体群の捕獲数等の毎年のデータを集計・整理する。

## (2) 生態系を特徴づける動植物の生息・生育環境の改善

シカによる攪乱によって植生の回復がみられない箇所については、上記(1)の調査・監視の状況を踏まえ、効果的な生育環境の改善手法についての検討、実証試験等を行う。

## (3) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

上記(1)の調査・監視の状況を踏まえ、尾瀬国立公園区域内でのシカの捕獲を実施する。なお、シカの捕獲にあたっては公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物への影響の最小化に留意する。

また、(1)の調査・監視の状況、効果的な場所や仕様等の検討を踏まえ、防鹿柵の設置、樹皮保護ネットの設置などによる対策を行う。

## (4) 生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

当該生態系の保護の必要性、シカによる被害状況、捕獲などの対策の必要性、本事業の実施状況等について、インターネットやパンフレット等を活用し、地域住民や公園利用者等に普及啓発を進め、事業への理解と協力を働き掛ける。

## (5) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

事業を適正に評価するための監視手法、シカを誘導する柵の設置と組み合わせた捕獲など、より効果的な事業実施に関する調査研究、実証試験等を行う。

## 7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

### (1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

本事業を順応的な考え方のもとに実施していくため、4年を目処に、調査・監視結果や事業の効果を総括的に検証・評価し、本事業計画の見直しを行うこととする。

### (2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

ニホンジカの防除に当たっては、鳥獣保護事業計画、特定鳥獣保護管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法により関係市村が策定する鳥獣被害防止計画との整合を図り、本事業区域外の移動経路ルートや越冬地での狩猟の促進や個体数調整などの強化を促しつつ、地方公共団体を始めとした関係者と連携して実施するものとする。

なお、当該事業については、「尾瀬国立公園シカ管理方針」との整合を図るものとする。

る。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等と本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携・協力して必要な事業を実施していくものとする。

なお、本事業における監視や捕獲等の対策結果については、関係機関、関係団体等で構成され年1回開催される「尾瀬国立公園シカ対策協議会」において情報共有を行い、他機関・団体における対策と連携・調整を図る。また、併せて専門家で構成された「尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー会議」においても、本事業の監視や対策結果について報告を行い、それらの評価や助言・指導を受け随時事業へ反映することを検討する。